

参 考 資 料

1 計画の策定体制と経過

(1) 計画の策定体制

○宝塚市介護保険条例（抜粋）

第5章 介護保険運営協議会

（介護保険運営協議会の設置）

第19条 介護保険制度の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として、宝塚市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第20条 協議会は、次の掲げる事項について調査し、審議する。

(1) 法第117条第1項に規定する介護保険事業計画の策定及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)

第20条の8第1項に規定する老人福祉計画の策定又は変更に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が介護保険事業の運営上必要と認める事項

（平20条例11・一部改正）

（組織）

第21条 協議会の委員の定数は、13人とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験者 2人

(2) 公募による被保険者 3人

(3) 被保険者で市長が適当と認めるもの 1人

(4) 保健、医療又は福祉に関係する者 6人

(5) 関係行政機関の職員 1人

（平14条例54・平24条例2・一部改正）

○宝塚市介護保険運営協議会規則

平成 12 年 3 月 31 日

規則第 49 号

注 平成 14 年 4 月 1 日規則第 38 号から条文注記入る。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宝塚市介護保険条例(平成 12 年条例第 12 号。以下「条例」という。)第 29 条の規定に基づき、宝塚市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 協議会の委員は、条例第 21 条に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員が欠けたときは、市長は、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、会長は、委員のうちから委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、過半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長が指名する者で組織する。

(平 14 規則 38・全改)

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、介護保険課で行う。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○宝塚市介護保険運営協議会委員名簿

分野	氏名（敬称略）	役職等	備 考
知識経験者	大和 三重	関西学院大学人間福祉学部教授	会長
	足立 泰美	甲南大学経済学部教授	
被保険者代表	高桑 外昭	宝塚市老人クラブ連合会 理事	令和元年6月1日から
	吉田 ひとみ	市民代表	
	久保 秀美	市民代表	
	石丸 友子	市民代表	平成31年2月1日から
保健、医療、福祉関係者	合田 潔	宝塚市医師会 副会長	
	小田中 理	宝塚市歯科医師会 理事	
	額田 萬里	宝塚市薬剤師会 理事	
	神谷 宏	宝塚市民生委員・児童委員連合会 副会長	令和元年11月30日まで
	加藤 優子	宝塚市民生委員・児童委員連合会 常任理事	令和元年12月25日から
	繁田 宗恭	宝塚市介護保険事業者協会 会長	
	福本 芳博	宝塚市社会福祉協議会 理事長	
関係行政機関の職員	後藤 勝之	阪神北県民局 宝塚健康福祉事務所副所長兼企画課長	平成31年3月31日まで
	岡本 洋明		平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
	今村 勝行		令和2年4月1日から

○宝塚市介護保険運営協議会専門委員会名簿

氏名（敬称略）	役職等
大和 三重	関西学院大学人間福祉学部教授
足立 泰美	甲南大学経済学部教授
佐瀬 美恵子	桃山学院大学非常勤講師
妙中 信之	介護老人保健施設ステップハウス宝塚施設長
岡崎 重樹	特別養護老人ホーム神戸まどか園 看介護課長
佐藤 寿一	宝塚市社会福祉協議会 常務理事

(2) 策定の経過

○宝塚市介護保険運営協議会審議経過

回数	開催日	審議事項
第1回	平成31年 (2019年) 4月16日	報告事項 (1) 宝塚市介護保険運営協議会について (2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画について (3) 地域密着型サービス事業の概要と整備・指定状況等 (4) 保険者機能強化推進交付金 協議事項 (1) 宝塚市介護保険運営協議会専門委員会の設置について
第2回	令和元年 (2019年) 11月29日	報告事項 (1) 平成30年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画の実施状況について (2) 基盤整備の方向性について (3) 保険者機能強化推進交付金について (4) アンケート調査について
第3回	6月5日	報告事項 (1) アンケート調査の報告 (2) 重点取組達成状況について 協議事項 (1) 次期計画における重点取組及び評価指標について その他 (1) 宝塚市介護保険条例改正について (2) 制度改正について
第4回	9月18日	協議事項 (1) 宝塚市介護保険事業の実施状況 (2) 第8期計画における人口・認定者推計 (3) 第8期介護保険事業計画介護サービス基盤整備計画Ⅰ(案) 報告事項 (1) サービス付き高齢者向け住宅アンケート調査結果 (2) 令和元年度保険者機能強化推進交付金
第5回	11月13日	協議事項 (1) 第8期介護保険事業計画介護サービス基盤整備計画Ⅱ(案) (2) 宝塚市地域包括ケア推進プラン(宝塚市高齢者福祉計画・第8期宝塚市介護保険事業計画)(案)
第6回	令和3年 (2021年) 1月28日	協議事項 (1) 宝塚市地域包括ケア推進プラン(宝塚市高齢者福祉計画・第8期宝塚市介護保険事業計画)(案)のパブリック・コメント実施結果について (2) 宝塚市地域包括ケア推進プラン(宝塚市高齢者福祉計画・第8期宝塚市介護保険事業計画)(案)について (3) 令和3年度報酬改定に基づく介護給付費等対象サービスの給付費推計について (4) 第8期介護保険事業計画期間の介護保険料基準額設定(案)について (5) 宝塚市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準について 報告事項 (1) 介護保険サービス提供事業所調査結果

○宝塚市介護保険運営協議会専門委員会審議経過

回数	開催日	審議事項
第1回	令和元年 (2019年) 6月20日	報告事項 (1) 地域密着型サービス整備状況 (2) 保険者機能強化推進交付金 (3) 第8期宝塚市地域包括ケア推進プランの策定に向けて 協議事項 (1) 第8期宝塚市地域包括ケア推進プランの策定について
第2回	10月8日	報告事項 (1) 平成30年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画の実施状況について (2) 基盤整備の方向性ー2040年の宝塚市の未来予想図 (3) 施策検討ワーキンググループ 協議事項 (1) アンケート調査について (2) 地域包括ケアの構想について
第3回	11月20日	報告事項 (1) 宝塚市介護保険データ分析 協議事項 (1) 地域包括ケアの構想について (2) 在宅要援護者需要調査 調査項目について
第4回	令和2年 (2020年) 1月10日	協議事項 (1) 一般高齢者・日常圏域ニーズ調査 調査項目について (2) 介護サービス提供事業所調査 調査項目について
第5回	5月15日	協議事項 (1) アンケート報告について (2) 重点取組達成状況について (3) 次期計画における重点取組及び評価指標(案)について 報告事項 (1) 制度改正について
第6回	8月21日	協議事項 (1) 宝塚市介護保険事業の実施状況について (2) 次期計画における人口・認定者推計について (3) 第8期介護保険事業計画介護サービス基盤整備計画Ⅰ(案)について 報告事項 (1) 令和元年度保険者機能強化推進交付金について
第7回	10月2日	協議事項 (1) 第8期計画における重点取組及び評価指標(案) (2) 第8期介護保険事業計画介護サービス基盤整備計画Ⅱ(案) 報告事項 (1) サービス付き高齢者向け住宅アンケート調査結果
第8回	10月27日	協議事項 (1) 宝塚市高齢者福祉計画・第8期宝塚市介護保険事業計画(案)について
第9回	12月16日	協議事項 (1) 介護給付費等サービスの給付量及び給付費推計(案)について (2) 第1号被保険者の保険料推計 報告事項 (1) 介護保険サービス提供事業所調査結果
第10回	令和3年 (2021年) 1月15日	協議事項 (1) 令和3年度報酬改定に基づく介護給付費等対象サービスの給付費推計について (2) 第8期介護保険事業計画期間の介護保険料基準額設定(案)について (3) 宝塚市地域包括ケア推進プラン(宝塚市高齢者福祉計画・第8期宝塚市介護保険事業計画)(案)のパブリック・コメント実施結果について (4) 宝塚市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準について

2 用語の説明

用 語	解 説
あ 行	
アセスメント	ケアマネジャーが要介護者等のニーズに沿った介護サービス計画（ケアプラン）を作成するために、サービス利用者の健康状態や家族の状態、希望等を把握し、問題の特定や解決すべき課題を把握すること。課題分析ともいう。
運動器	身体機能を支える骨や関節などから構成される筋・骨格・神経系の総称。
NPO（NPO法人）	Nonprofit Organizationの略で民間非営利組織をいう。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事又は内閣総理大臣の認証を受けたNPO法人（特定非営利活動法人）を指す。利益を構成員に分配することなく、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動（特定非営利活動）を行う団体。
か 行	
介護給付	介護保険制度で要介護認定を受けた被保険者に提供される介護に関わる費用の支給のこと。
介護認定審査会	要介護（要支援）認定の審査判定業務を行うために市町村が設置する機関。コンピュータによる一次判定結果、認定調査における特記事項、かかりつけ医等からの医学上の意見書の内容等を基に審査判定する。
介護報酬	介護サービス提供事業者 서비스에 対価として支払われる報酬。医療保険における診療報酬に当たる。介護報酬の額は介護給付費単位数表によって単位数を算定し、地域による1単位当たりの単価を乗じて算出する。
介護保険料基準額	所得段階別保険料の設定に当たって基準となる額。この基準額は、本市第8期計画における所得段階別保険料の第5段階に当たる保険料。
介護保険運営協議会	介護保険事業計画の策定及び老人福祉法に規定する老人福祉計画（高齢者福祉計画）の策定又は変更に関する事項について調査し、審議する。知識経験者、被保険者代表、保健・医療又は福祉の関係者、関係行政機関の職員で構成される。
介護予防	高齢者が介護を必要とする状態になることを予防すること、又は、介護保険制度の要支援・要介護認定を受けた人の介護が必要な状態の改善を図ったり、現状よりも状態が悪化することを防いだりすること。
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。

用 語	解 説
かかりつけ医	家族ぐるみで健康や病気のことを気軽に相談したり、身体に不調があるときにいつでも診察してくれる身近な医師のこと。患者の問題を的確に把握し、適切な指示、緊急に必要な処置の実施や他の医師への紹介を行い、個人や家庭での継続的な治療について主治医としての役割を果たす。
協議体	生活支援の体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置される組織。多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。
協働	市民や市民活動団体、事業者、学校、行政等異なる立場の主体が、共通の目的や課題の達成に向けて、お互いの特性を理解しつつ、対等な立場で連携・協力すること。
ケアプラン (居宅サービス計画)	個々人のニーズに合わせた適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネジャーを中心に作成される介護計画のこと。
ケアマネジメント	支援を必要とする人の必要・選択に基づいた支援・サービスを適切に提供するために、支援・サービスの計画・内容を定めたケアプランを作成するとともに、支援・サービスの提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うこと。更に、支援を必要とする人の支援・サービスの利用実績の把握・評価を行うことも含まれる。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、心身の状況に応じた適切な支援・サービスを利用できるように、ケアプランを作成し、市町村、事業者および施設との連絡調整を図り、取りまとめる者。
軽費老人ホーム (ケアハウス)	60歳以上で、身の回りのことは自分でできるものの自炊ができない程度に身体機能が低下しており、在宅生活が困難な人が入所する施設。
権利擁護	認知症や障碍 ^{がい} などにより、自分の権利や意思をうまく表現できない・不利益に気付かない人に代わって主張し、本人の権利を護ること。特に福祉分野においては、福祉サービスの利用援助や不利益な事象に対する処置の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続けることを支援することを意味する。
権利擁護支援者	宝塚市高齢者・障碍者 ^{がい} 権利擁護支援センターが主催する権利擁護支援ニーズに対応する一定の研修を終了し、社会貢献の精神に基づく権利擁護支援活動を行う市民のこと。

用 語	解 説
高額介護サービス費	要介護者が居宅サービスと施設サービスに対して支払った自己負担額が、所得区分ごとに定める上限額を超えたときは、高額介護サービス費として、超えた額が償還払い形で払い戻される。ただし、この自己負担額には、日常生活費、施設における食事の標準負担額、福祉用具購入費及び住宅改修費は含まれない。
高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク	高齢者虐待及び障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進するために、関係団体・関係機関と連携、協力体制を推進し、 ①高齢者虐待及び障害者虐待に関する施策等情報交換に関すること、 ②高齢者虐待及び障害者虐待の防止、早期発見及び見守り支援等に資する広報、啓発に関すること、③高齢者及び障害者の権利擁護の推進に関すること等について協議する。
さ 行	
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者一人暮らし及び夫婦世帯が安心して居住できる住まいづくりを推進するため、国土交通省と厚生労働省が共同して創設した登録制度。従来の「高齢者円滑入居賃貸住宅」「高齢者専用賃貸住宅」「高齢者向け優良賃貸住宅」を一本化した。定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携することを想定し、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、介護サービスと組み合わせた仕組みの普及を図る。
サロン（ふれあいいきいきサロン）	平成6年(1994年)に全国社会福祉協議会が提唱した、高齢者の閉じこもり予防を目的としたつどいの場づくりの住民運動プログラム。現在、市内では100を超えるサロンが住民の手で自治会館や集会所、民家等を拠点に行われており、高齢者だけでなく、子育て家庭や障害者等も含めた「地域住民によるつながりづくりのきっかけの場」となっている。
市町村特別給付	要介護（要支援）者に対して、介護給付及び予防給付以外に、介護保険制度の趣旨に沿って市町村が条例で定めて行う、当該市町村独自の保険給付をいう。本市では令和2年度（2020年度）まで配食サービスを実施していた。
市民後見人	県が示す市民後見人養成の手引きによれば、「地域で暮らす判断能力の不十分な認知症の人や知的障害者、精神障害者等の権利擁護を図るため、身近な地域で権利擁護の観点から支援を行う社会貢献の精神を持った市民」であり、「家庭裁判所より後見人等（保佐人・補助人を含む。以下「後見人等」という。）としての選任を受けた者」としている。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき全国の都道府県、市町村に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体。住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉にかかわる公私の関係者・団体・機関の連携を進めるとともに、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う。

用 語	解 説
社会福祉士	厚生労働大臣の免許を受け、専門知識及び技術を持って、身体上もしくは精神上の障碍 ^{がい} があること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う人。
収入合計金額	市民税の課税対象となる「国民年金」「厚生年金」「共済年金」「給与収入」等の他、市民税の課税対象とならない「遺族年金」「遺族恩給」「障害年金」「老齢福祉年金」「雇用保険」や、親族からの「仕送り」等、あらゆる収入を含んだ合計金額。
主任ケアマネジャー	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他のケアマネジャーに対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務を行う職種。
シルバー人材センター	地域社会に密着した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁等から受注し、自らの生きがいの充実や社会参加を求める高齢者にその意欲や能力に応じて就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした、高齢者が自主的に運営する団体。
生活援助員（L S A／ライフサポートアドバイザー）	高齢化率の高い公営集合住宅に居住する高齢者に対して、相談、安否確認等のサービスを行う人。
生活支援コーディネーター	支援が必要と思われる人に対し、買い物や電球交換等の生活支援活動を行う担い手を地域で養成したり、関係者のネットワーク化や、ニーズとサービスのマッチングを行ったりする等、地域における生活支援体制の整備を担う人。令和2年度時点では宝塚市社会福祉協議会へ委託を行っており、2名が活動している。
生活習慣病	食生活や喫煙、飲酒、運動不足など生活習慣との関係が大きい病気のこと、従来は「成人病」と呼ばれていた。糖尿病、高血圧、日本人の三大死因であるがん、脳卒中、心臓病など。
成年後見制度	認知症、知的障碍 ^{がい} 、精神障碍 ^{がい} 等によって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理等することが難しい人が、自分らしく安心して暮らせるように、本人に代わって法律行為を行ったり助けたりする者を選任し、その人の権利を守り、支援する制度。

用 語	解 説
た 行	
ターミナルケア	終末期（治療方針を決める際に、そう遠くない時期に死を迎えるであろうことに配慮する時期）の医療・看護・介護のこと。主に痛みの緩和などを中心に行われる。
団塊の世代	昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)までに生まれた世代。
団塊ジュニア世代	昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)までに生まれた世代。
地域ケア会議	高齢者への支援の充実、ケアマネジャー等のケアマネジメント実践力の向上、地域課題の解決等を目的として開催する会議のことで、「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」等から構成される。
地域支援事業	介護や支援が必要となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続することができるようにすることを目的として、平成18年(2006年)に創設された介護保険制度上の事業。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域において、継続して住み続けることができるよう、日常生活圏域（地区・ブロック）の中で、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的かつ継続的に提供していく仕組み。
地域包括支援センター	高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市が設置した機関。社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等が配置され、地域の総合相談窓口としての機能を果たしている。
地域密着型サービス	要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。
特定施設入居者生活介護（混合型）	要介護者だけでなく、自立者や要支援者も入居できる有料老人ホーム等のこと。
特定健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施されている健康診査で、対象者は各医療保険者の40～74歳の被保険者及び被扶養者。高血圧や脂質異常症等の生活習慣病の原因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者と、その危険性のある人に対し、生活習慣の改善を図ることで生活習慣病を予防するための保健指導を行うもの。
な 行	
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用援助手続きや申請代行等の利用援助をはじめ、日常的な金銭管理や書類等の預かりを行い、自己決定能力が低下しているためにさまざまなサービスを充分に利用できない方や、日常生活に不便を感じている高齢者や障害 ^{がい} 者の方々への支援を行う。
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、人口・地理的条件、交通事情や社会的条件、介護サービス施設の整備状況やまちづくり活動の単位等を総合的に勘案し、地域の特性に応じて設定した圏域。

用 語	解 説
任意事業	地域支援事業のうち市町村の判断により行われる事業で、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者や介護者などを対象とし、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とした事業。事業の種類としては、「介護給付等費用適正化事業」や「家族介護支援事業」などがある。
認定調査	要介護（要支援）認定の申請があったときに、調査員が訪問し、本人と家族への面接によって行う聞き取り調査のこと。結果は、要介護・要支援認定を行う介護認定審査会で使用され、公平を保つために全国一律の基準で客観的に判定される。
認知症	アルツハイマー病、脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などの病気で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を温かい目で見守り、応援する人のこと。各地域で実施される「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができる。
認知症初期集中支援チーム	認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問して、状況を確認した上で認知症の初期の支援を包括的・集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行う医療系専門職、介護系専門職、専門医によるチームのこと。
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。
は 行	
パブリック・コメント	基本的な事項を定める計画や条例などを制定する前に、市民に計画案や条例案を示し、意見などを募集する制度。
バリアフリー	高齢者や障害者などが社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くための施策、障壁を取り除いた状態をいう。
被保険者	介護保険においては、高齢者のみならず40歳以上の者を被保険者としている。年齢を基準に第1号被保険者（65歳以上の人）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人）に区分される。
標準給付費	財政安定化基金の国庫負担額等を算定するに当たって、前提となる事業運営期間の各年度における介護給付及び予防給付に要する費用の額。居宅サービス費、施設サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料が含まれる。
フレイル	加齢とともに心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態などの危険性が高くなった状態。

用 語	解 説
包括的支援事業	地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等。
保険者	保険や年金の事業を行う主体をいい、介護保険の保険者は、市町村（特別区を含む）と規定されている。市町村は保険者として被保険者の管理、要介護認定、保険給付の支払、介護保険事業計画の策定、保険料の賦課・徴収等を行う。
ボランティア	一般に「自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること」を意味する。「自発性：自由な意志で行うこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」といった原則がある。
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。
や 行	
有料老人ホーム	食事や日常生活の援助が受けられる老人ホームのうち、介護老人福祉施設や養護老人ホーム、ケアハウス等ではないもの。
ユニット	介護老人福祉施設等の介護保険施設やグループホームをいくつかの居室や共用空間をひとつの生活単位として整備する上での単位。それらの単位を基本として日常生活を送る仕組みをユニットケアという。
養護老人ホーム	低所得で身寄りがなく、心身の状態が低下している等の理由により、在宅生活が困難な高齢者に入所の措置を行う施設。
予防給付	介護保険制度で要支援の認定を受けた被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。
ら 行	
リハビリテーション	高齢者や障害者等の身体的・精神的・社会的な適応能力の回復にとどまらず、年齢や生活段階において、自らの能力を最大限に生かしながら、社会の一員として生きていくことができる社会を目指す考え方。
老人クラブ	地域の仲間づくりを目的とする、概ね60歳以上の市民による自主組織。徒歩圏内を範囲に単位クラブが作られ、市町村や都道府県ごとに連合会がある。原則として助成費は国、都道府県、市町村が等分に負担する。

宝塚市地域包括ケア推進プラン
令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）
（宝塚市高齢者福祉計画 ・ 第8期宝塚市介護保険事業計画）

令和3年(2021年)3月

宝 塚 市

（担当部局）宝塚市 健康福祉部
介護保険課・高齢福祉課・地域福祉課・健康推進課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電 話 （0797）77-2136

FAX （0797）71-1355